

## 令和2年第4回高鍋町教育委員会定例会議事録

1. 日 時 令和2年4月6日（月）午前9時55分～午前10時50分
2. 会 場 高鍋町教育研究所
3. 出席委員 川上 浩教育長、黒木 知文教育長職務代理者、小泉 桂一委員  
四角目 久美子委員、岩崎 晃子委員
4. 参 与 横山教育総務課長、池澤教育対策監、芥田教育総務課長補佐、  
山下社会教育課長
5. 議 事

（開会 午前9時55分）

川上教育長 おはようございます。ただ今から令和2年第4回高鍋町教育委員会定例会を開会いたします。

議事日程についてお諮りいたします。お手元に配付のとおり、議事を進めてよろしいでしょうか。

委 員 はい。

川上教育長 それでは日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、申し合わせにより四角目久美子委員を指名します。よろしくお願ひします。

四角目委員 はい。

川上教育長 日程第2 会期の決定です。お手元に配付のとおり、本日、4月6日の1日間とすることにご異議ございませんか。

委 員 はい。

川上教育長 それでは会期は本日4月6日の1日間とすることに決定いたしました。

日程第3 「前回の議事録の承認について」を議題といたします。既に原案を配付しておりますが、議事録に記載した内容にご異議ございませんでしょうか。

委 員 はい。

川上教育長 それではご異議なしということで、原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第4 「教育長の報告について」を議題とします。

お手元に「令和2年3月 教育長執務」がありますが、前回の定例教育委員会が3月3日でしたので、以後の執務についてご報告いたします。

（「令和2年3月 教育長執務」により報告）

西中学校の卒業式はいかがだったでしょうか？

黒木委員 簡素化されてよかったです。長々やるのではなくてあれくらいでちょうどいいのではと感じました。

四角目委員 保護者の方からもあれくらいうどいいのではという声も聞かれました。

川上教育長 今回の卒業式の運営の在り方は、今後一つのモデルになるのではないかでしょうか。

岩崎委員 西中の卒業式に出席させてもらいました。ほとんど練習期間がなかったと思うのですが、子供たちがきちんと卒業証書の授与を受けている姿を見て、さすが中学生だなと思いました。入場時の在校生の歌もとても良かったです。

川上教育長 いろいろな考え方があって、繰り返しの指導で子どもが成長するという考え方もありますし、卒業式などの指導にかける時間をもう少し減らして、特に小学校は中

学校へつなげる学習の時間に充てるべきだというような考え方をされる方もおられます。ただ、今回のコロナウイルスの問題においては、私は日本の教育の良さを見直してもよいのではないかと感じています。

小学校の卒業式はいかがだったでしょうか。

黒木委員

西小学校の卒業式に参加させていただきました。式が始まる前に校長先生とも話をしたのですが、先ほど中学校の卒業式の時にも申し上げましたが、卒業式の在り方を見直す良いきっかけになったのではないかと仰っていました。卒業式は儀式であって、指導要録の中にも「厳肅」という言葉が入っていますよね。小学校の場合、私たちが現役の頃から呼びかけや歌などが取り入れられるようになりますし、まあ現代的なものなのでしょうけども。まあ小学生にはあれでいいのかもしれませんのが、何か違和感を持ったことを覚えております。しかしながら、小学校といえども儀式である以上、中学校、高校のような昔の卒業式のような形態でもよいのではないかなど感じたところです。あまりにも呼びかけなどが多くて、まあ一人一人が主役ということは分かりますが。簡素化というか見直しというか、いい機会になったのではないかというようなことを校長先生と話をさせていただきました。

川上教育長

他の委員さんはいかがでしょうか。

四角目委員

東小学校だったので、中学校は呼名点呼で、クラスの代表者が卒業証書を受けとっていましたが、東小学校は一人ずつ受けとっていました。臨時休業中で何も練習ができなかったこと也有って先生方がいろいろな場所に配置されていて、どんどん指導されていました。卒業式の準備も先生方がされたということなので、本当に大変だったのではないかと思いました。すごく良い卒業式でした。

岩崎委員

私もそう感じました。西小学校もステージ部分に花がすごくきれいに飾られていて、先生方ができる限りの精いっぱいの卒業式を作ってくださったんだなと感じました。

小泉委員

私は西小と西中の卒業式に出席しました。西中学校は全員壇上で卒業証書の授与を受けていました。時間の制限もあって簡単にどんどん進んでいましたけれども。小学校では、長らく休んでいた子供が式に参加できたと校長先生が仰っていました。コロナの影響もあって、他の児童も休み期間が長かったことも影響して出て来ることができたのではないだろうかというようなことを仰っていました。

川上教育長

あの児童に関しては、校長が本当に熱心に対応してくれて…2年がかりでしたね。よくやってくれています。校長はそう言われておりますけれども、ずっとやってきた学校側の取り組みが一つの形として表れたものであると思っています。全員出席ですね。立派だと思います。それから黒木委員が言われた卒業式は儀式、セレモニーであって所謂まつりではないというお話についてですが、私も共感する部分は結構あります。例えばきちんとさせることの意義とかも含めてですね。高校でもいろんな形があって、こんなことを高校でする必要があるのかと思う卒業式もあれば対照的に点呼もしないようなシンプルな卒業式を行うところもあります。今回は、本来の卒業式の意味について考える良い機会になったと考えております。西小学校の全員出席での卒業式というのは学校の努力が報われたのだなと感じています。東小の話がありましたけれども、特性のある子供もいたのですが、見ていてもわからないくらいきちんとしていました。そういう点も含めて先生方の努力などがあつてこそだと感じました。手をかけなければかけるほど子供の成長はどうかとい

うようなジレンマもありますけれども…。どうもありがとうございました。

以上の報告につきまして、委員の皆様から何かご質疑はありませんか。

委 員  
川上教育長

なし。

質疑がなければこれで報告を終わりたいと思います。

日程第5 議案第19号「職員の人事発令について」を議題といたします。

課長、説明をお願いします。

教育総務課長

のことにつきまして、4月の定期異動により別添のとおり辞令発令を行っております。新たな配置につきましては、議案と一緒にお配りしております職員配置表にてご確認いただければと思います。以上ご報告させていただきます。この件につきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

川上教育長

補則いたしますと、職員配置表の赤い文字が今回異動によって変わった部分となります。ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。

委 員

なし。

川上教育長

質疑がございませんので、これで質疑を終わります。

議案第19号「職員の人事発令について」、ご承認いただけますでしょうか。

委 員

はい。

川上教育長

ご異議なしということで、原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第6 議案第20号「会計年度任用職員の発令について」を議題といたします。説明をお願いします。

教育総務課長

のことにつきまして、4月1日付で別添名簿のとおり発令を行っております。

名簿の1枚目が教育総務課関係、2枚目が社会教育課関係となっております。

教育総務課関につきましては、7番のところでございますが、新たにスクールソーシャルワーカーを配置いたします。スクールソーシャルワーカーの設置要綱を今回別議案として提案させていただいておりますので、そちらで後ほど説明させていただきます。各学校に配置する職種、人数等の変更はございません。

社会教育課長

社会教育課関係部分について説明させていただきます。年度替わりに伴う入れ替わり及び新規雇用の方は添付資料のとおりです。

なお、歴史総合資料館については、昨年度は職員1名、嘱託員1名でしたが、今年度より会計年度任用職員2名の雇用となっております。以上です。

ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。

なし。

川上教育長

質疑がございませんので、これで質疑を終わります。

議案第20号「会計年度任用職員の発令について」、ご承認いただけますでしょうか。

委 員

はい。

川上教育長

ご異議なしということで、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第7 議案第21号「主任等の発令について」を議題といたします。

説明をお願いします。

教育総務課長

のことにつきまして、高鍋町学校管理規則第52条におきまして、各学校に配置する主任等につきましては、教育委員会の承認を得て、校長が命ずることとされ

ているところでございます。

このたび、別紙にありますとおり、各学校からの主任等の発令申請について、4月1日付で承認いたしましたので、ご報告させていただきます。この件につきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

川上教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質疑はございませんか。

委 員 なし。

川上教育長 質疑がございませんので、これで質疑を終わります。

議案第21号「主任等の発令について」、ご承認いただけますでしょうか。

委 員 はい。

川上教育長 ご異議なしということで、原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第8 議案第22号「事務主任の発令について」を議題といたします。説明をお願いします。

教育総務課長 このことにつきまして、高鍋町学校管理規則第43条第3項におきまして、各学校に配置する事務主任につきましては、当該学校の事務職員の中から、教育委員会が命ずるとされているところでございます。

このたび、別紙のとおり4月1日付で事務主任の発令を行いましたのでご報告させていただきます。前年度からの変更はございません。この件につきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

川上教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質疑はございませんか。

委 員 なし。

川上教育長 質疑がございませんので、これで質疑を終わります。

議案第22号「事務主任の発令について」、ご承認いただけますでしょうか。

委 員 はい。

川上教育長 ご異議なしということで、原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第9 議案第23号「高鍋町スクールソーシャルワーカー設置要綱の制定について」を議題といたします。説明をよろしくお願ひします。

教育総務課長 このことにつきまして、別紙のとおり「設置要綱」を制定いたしました。

要綱の構成内容につきまして、説明させていただきます。

第1条は設置要綱を制定する趣旨について規定しております。いじめや不登校などの生徒指導上の諸問題の解決を目指して、教職員、児童生徒及びその保護者を対象に指導助言を行うとともに、関係機関と連携し、家庭環境等への働きかけを行う「高鍋町スクールソーシャルワーカー」を配置することについて、必要な事項を要綱として定めるというものでございます。

第2条は、スクールソーシャルワーカーの身分について定めておりまして、地方公務員法に規定する会計年度任用職員とすることとしております。

第3条では任用の方法について規定しております。高鍋町教育委員会が任用すること、任用期間を年度ごととすること、再任用が可能であること、解職が可能であることについて定めております。

第4条では、スクールソーシャルワーカーが行う職務について定めております。学校及び適応指導教室への巡回訪問、学校の課題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークづくり及び連絡調整、学校内におけるチーム体制の構築及び支援、保護者、教職員等に対する支援、相談、情報

提供、教職員等への研修、宮崎県教育委員会が実施する関係会議への出席、その他教育委員会が必要と認める職務を行っていただくこととなります。

第5条では、勤務時間について規定しております。1日7時間以内 年間700時間以内と規定しております。

第6条は、服務について規定しております。スクールソーシャルワーカーにも職務専念義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務を課しております。

第7条は補則として、この要綱に定めてあること以外に必要な事項については、教育長が別に定めることとしております。

以上、ご報告とさせていただきます。この件につきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

川上教育長 補足いたします。別にお配りしている資料をご覧ください。もともとスクールソーシャルワーカーは主に貧困家庭のためのものであります、本町の場合はもうちょっと違う形の取り組みを行っていこうと考えております。一番注目していただきたいのが資料の5番目ですが、派遣型から配置型への転換とありますけれども、実は今回は都農町が半分、本町が半分となっております。都農町は県の補助事業を使って実施するのですが、県の補助事業で実施すると職務が限定され、例えば町内の会議などに提案をしてもらうなどといったことができません。そういう意味であえて本町独自に雇用することとしました。先々は常勤化をしたいという気持ちも持っております。現在スクールソーシャルワーカーは学校からの要請により県教育委員会から派遣されています。本町独自にスクールソーシャルワーカーを配置することにより、曜日ごとに訪問する学校を固定化できるなど、訪問回数の増加が可能となるため、様々なメリットが考えられます。スクールソーシャルワーカーと学校の連携が密になり、児童生徒指導上の問題の早期発見、早期解決につながる、また、教師の精神的支えとしての役割も期待できます。学校の抱える課題、支援ニーズの把握にも効果が期待できます。それから町行政のネットワークに参加しやすくなる。その中でスクールソーシャルワーカー側からいろいろな提案ができるようになります。それから保護者が学校に相談しにくい、例えば非常に教育熱心な方に逆にそういう事例が増えているといった状況もありますが、そういうケースへの対応も期待しているところでございます。以上の説明につきまして、何かご質疑はございませんか。

黒木委員 問題が起こった時に、クラス担任の先生が、こういった専門の方がいると丸投げしてしまう恐れがあるのではないかでしょうか。やはり担任の先生が主体となって、スクールソーシャルワーカーさんと協力しながら対応することが本来の在り方ではないかと考えています。丸投げとならないように気を付けていただきたいと思います。もちろん負担軽減となることについては良いことだと思います。

川上教育長 今の黒木委員の危惧は、私も全く共感する部分でありますて、かなり前になりますが、スクールカウンセラーが配置された際にそのような現象が各学校で起こったという話は聞いております。ちょっと話は広がりますが、現在の働き方改革も間違えると同じようなことになってしまい可能性があると感じております。それから特別支援教育の場面においても、ちょっと特性がある子供は、通常の学級から取り出しをして特別支援担当へというようなことになります。先ほど負担軽減というお話をありました、今回我々が考えているのは負担軽減というよ

りも指導ラインの改善と捉えております。今回は非常に優れた人材を配置いたしますので、子供たち、保護者にとっていい形になるようにパワーアップするため必要な手立てをしていきたいと考えております。

ほかに質疑はございませんでしょうか。

委 員

なし。

それでは、議案第23号「高鍋町スクールソーシャルワーカー設置要綱の制定について」、ご承認いただけますでしょうか。

委 員

はい。

川上教育長

ご異議なしということで、原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第10 議案第24号「高鍋町立中学校部活動指導員設置要綱の一部改正について」を議題といたします。説明をよろしくお願ひします。

教育総務課長

このことにつきまして、別紙のとおり「設置要綱」の一部を改正いたしました。

前年度まで中学校部活動指導員は特別職として位置付けていたのですが、今年度より会計年度任用職員となりましたので、所要の改正を行うものでございます。

別添資料といたしまして新旧対照表もお配りしておりますのでご確認いただければと思います。

以上ご報告させていただきます。この件につきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

川上教育長

ただいまの説明につきまして、何かご質疑ございませんでしょうか。

委 員

なし。

川上教育長

それでは、議案第24号「高鍋町立中学校部活動指導員設置要綱の一部改正について」、ご承認いただけますでしょうか。

委 員

はい。

川上教育長

それでは、原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第11 「就学猶予について」を議題といたします。報告をお願いします。

(専決処分報告)

ただいまの報告につきまして、何かご質疑ございませんでしょうか。

なし。

それでは、質疑がございませんので、これで質疑を終わります。

以上で、「就学猶予について」の報告を終わります。

日程第12 「区域外通学に関する専決処分について」を議題といたします。

報告をお願いします。

(専決処分報告)

ただいまの報告につきまして、質疑はございませんか。

なし。

質疑がございませんので、これで質疑を終わります。

以上で、「区域外通学に関する専決処分について」の報告を終わります。

日程第13 「2022年度(令和4年度)以降の高鍋町成人式の開催について」を議題といたします。

社会教育課長の説明をお願いします。

社会教育課長

それでは説明いたします。ご承知のとおり令和4年4月1日に改正民法が施行される予定となっております。そのことによりまして、成年の年齢が20歳から18

歳に引き下げられるということを踏まえまして、令和4年度以降の成人式の開催について町の方針を定めさせていただいたところでございます。そのことを説明し、皆様のご意見を賜りたいと思い今回説明させていただくこととなりました。まず、開催方針といたしましては、開催日は毎年1月5日、これまでと同様でございます。次に対象者、当該年度の4月2日から翌年度4月1日までで20歳となる町民等といたしました。こちらも今までと変わりません。その他式典の名称、趣旨、内容等につきましては今後の検討といたしております。次に理由でございます。開催ですけれども町といたしましてしかるべき時期に大人の仲間入りをした若者に式典の機会を設け、大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする若者を祝い励ますことは意義深く必要なことと考えて従来通りの開催といたしているところです。また、時期につきましてもこれまで成人式が例年1月5日の開催であり、年間行事として町民、教育委員会、関連団体に浸透していることから引き続き1月5日の開催とさせていただきたいと考えております。また、対象者でございますが、18歳の多くの皆様が、受験、就職など進路選択の最も重要な時期に当たるということ、20歳を対象とすることはこれまでの慣習になじんでいること、さらに進学、就職等で高鍋町を離れた若者が再び郷里に戻る、旧友との親交、地元との絆を深めるなど改めての地域愛を育むことを期待しております。また民法が施行改正されてからも現行の成人と同等の飲酒・喫煙等につきましてはやはり20歳になってからということもありますし、これまでと変わらない形を方針として定めさせていただいたところでございます。また、資料にはございませんが、12月1日に県が行った調査の結果でも26市町村中7市町村が対象年齢も含めてこれまでと変わらない成人式の開催を予定しているとのことでした。それ以外の自治体については現在検討中のことでした。以上でございます。

川上教育長

はい。今のような説明がありましたけれども、そういった形で高鍋町は進めていきたいと考えているところでございます。委員の皆様、ご質疑はいかがでしょうか。名称が変わるということですね。対象者も20歳で変わりません。

黒木委員

なぜ、成人年齢が18歳に引き下げられるのに飲酒・喫煙は20歳からなのでしょうかね。

川上教育長

現段階でも競馬など学生は規制されていますよね。喫煙についても日本ほど年齢で厳しく制限している国はないと思います。そういったことが明治時代の近代国家として日本が進んでいく原動力であったのでしょうか。まあ世界的に見れば成人年齢は18歳ですよね。世界基準と合わせるといった狙いもあるのでしょうか。はっきり言えば高校3年生が喫煙するとなると大変になるなど学校現場の強い意向もあったのではないかでしょうか。

他に質疑はございませんか。

よろしかったでしょうか。それではこれで終わります。

それでは、次回定例教育委員会の日程等、当面の行事予定について確認をいたします。

教育総務課長

(当面の行事予定説明)

川上教育長

ただいまの説明につきまして、質疑はございませんか。

委員

なし。

川上教育長

次回定例会の日程につきましては5月8日としてよろしいですか。

委 員 はい。  
川上教育長 ご異議なしということで、次回定例会の日程につきましては5月8日に決定いたしました。  
以上で、本定例会に附議された案件は全て終了いたしました。  
これをもって閉会いたします。ありがとうございました。

上記は、高鍋町教育委員会のてん末に相違ないことを証明する。

令和2年 5月 8日

高鍋町教育委員会

教育長 11 上 浩

高鍋町教育委員会

教育委員

四角田久美子